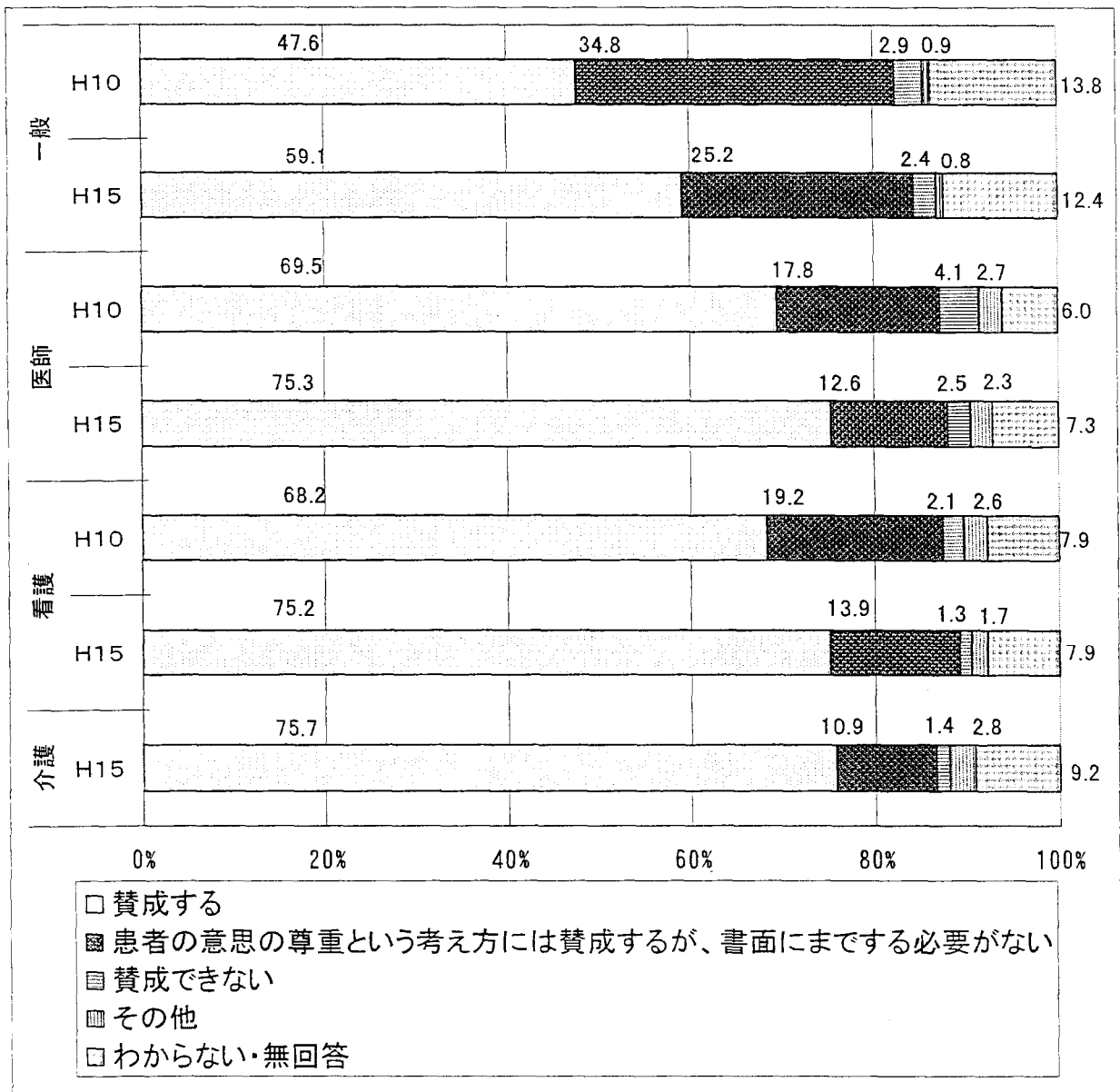


<(6) リビング・ウィルと患者の意思の確認方法>

リビング・ウィル（書面による生前の意思表示）の考え方について、「賛成する」という意見は、前回調査時点よりも増加して過半数となっており（般 59%（48%）、医 75%（70%）、看 75%（68%）、介 76%）、「患者の意見の尊重という考え方には賛成するが、書面にまでする必要がない」と回答した者（般 25%（35%）、医 13%（18%）、看 14%（19%）、介 11%）も含めると、死期が近いときの治療方針に関し、国民の多くは患者本人の意思を尊重することに賛成している（般 84%（83%）、医 88%（88%）、看 89%（87%）、介 87%）。

問 「治る見込みがなく、死期が近いときには単なる延命医療を拒否することをあらかじめ書面に記しておき、がんの末期などで実際にそのような状態になり、本人の意思を直接確かめられないときはその書面に従って治療方針を決定する。」（リビング・ウィル）という考え方について、あなたはどのようにお考えですか。（○は1つ）

問の番号 一般 1 1 - 1 医師 1 4 - 1 看護 1 4 - 1 介護 1 4 - 1



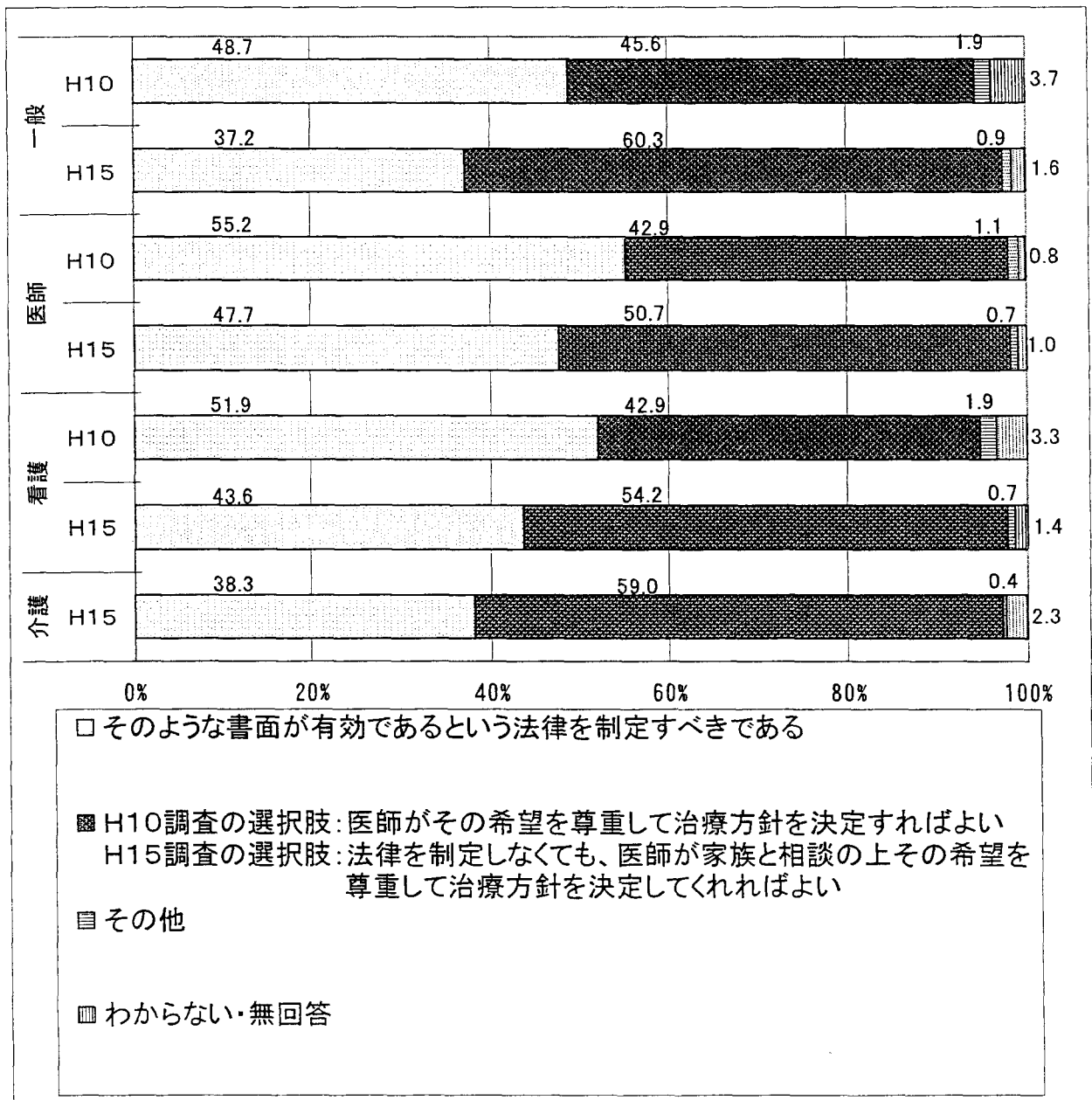
リビング・ウィルについて賛成する者のうち、書面による本人の意思表示という方法について、「そのような書面が有効であるという法律を制定すべきである」とする者は、前回調査時点よりも減少し、半数を下回っている（般 37% (49%)、医 48% (55%)、看 44% (52%)、介 38%）。

（注：前回調査では、「医師がその希望を尊重して治療方針を決定すればよい」という選択肢を、今回調査では「法律を制定しなくても、医師が家族と相談の上その希望を尊重して治療方針を決定する」という選択肢に変更している。）

（リビング・ウィルについて「賛成する」と回答した者に対する質問）

問 書面による本人の意思表示という方法について、わが国ではどのように扱われるのが適切だとお考えですか。（○は1つ）

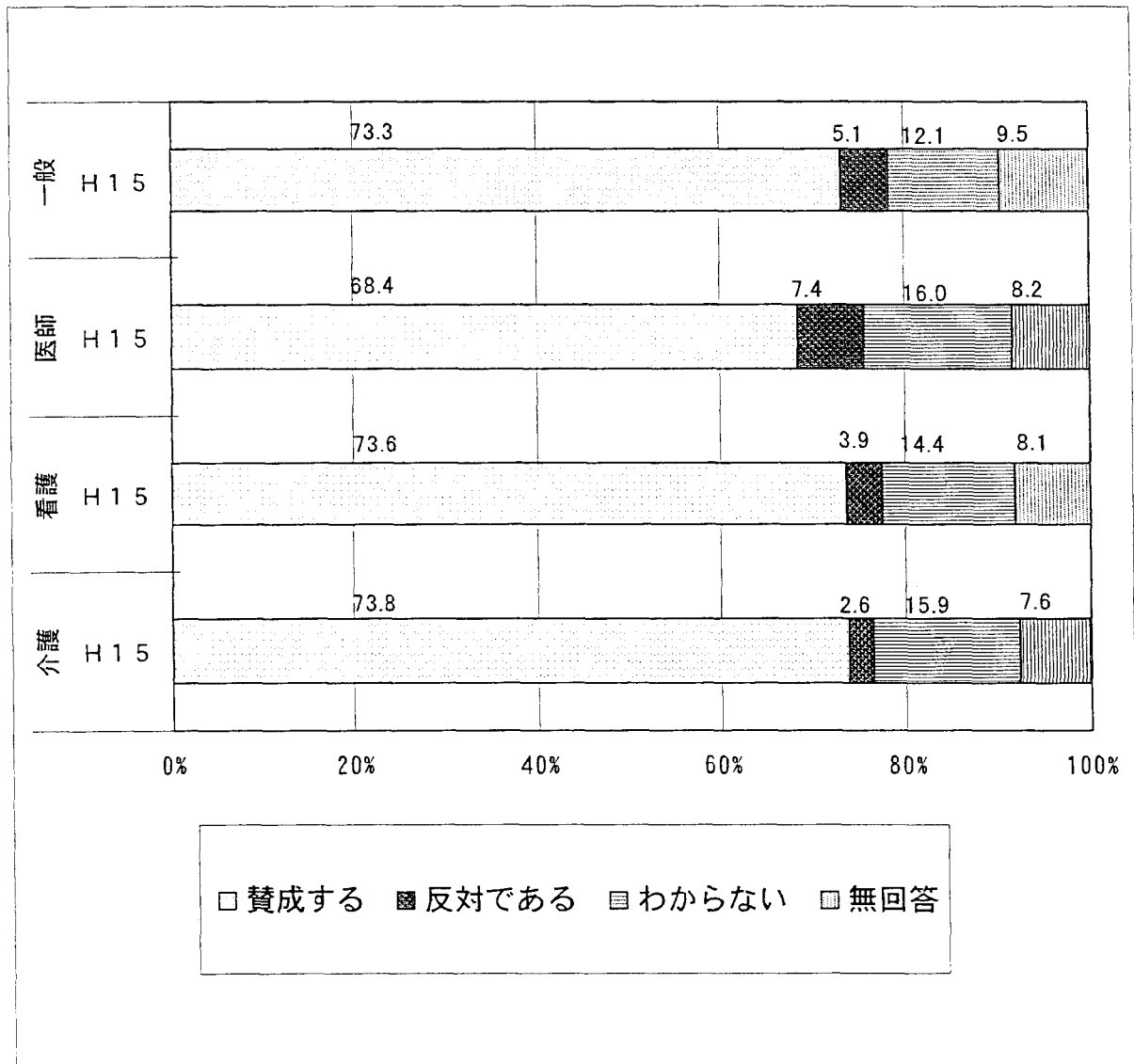
問の番号 一般11-1補問1 医師14-1補問1 看護14-1補問1 介護14-1補問1



リビング・ウィルについて「賛成する」と回答した者の多くは、死期が近いときの治療方針について、病院や介護施設から、書面により患者、入所者の意思を尋ねるという考え方には賛成しているが（般 73%、医 68%、看 74%、介 74%）、書面で尋ねる時期については意見が分かれている。

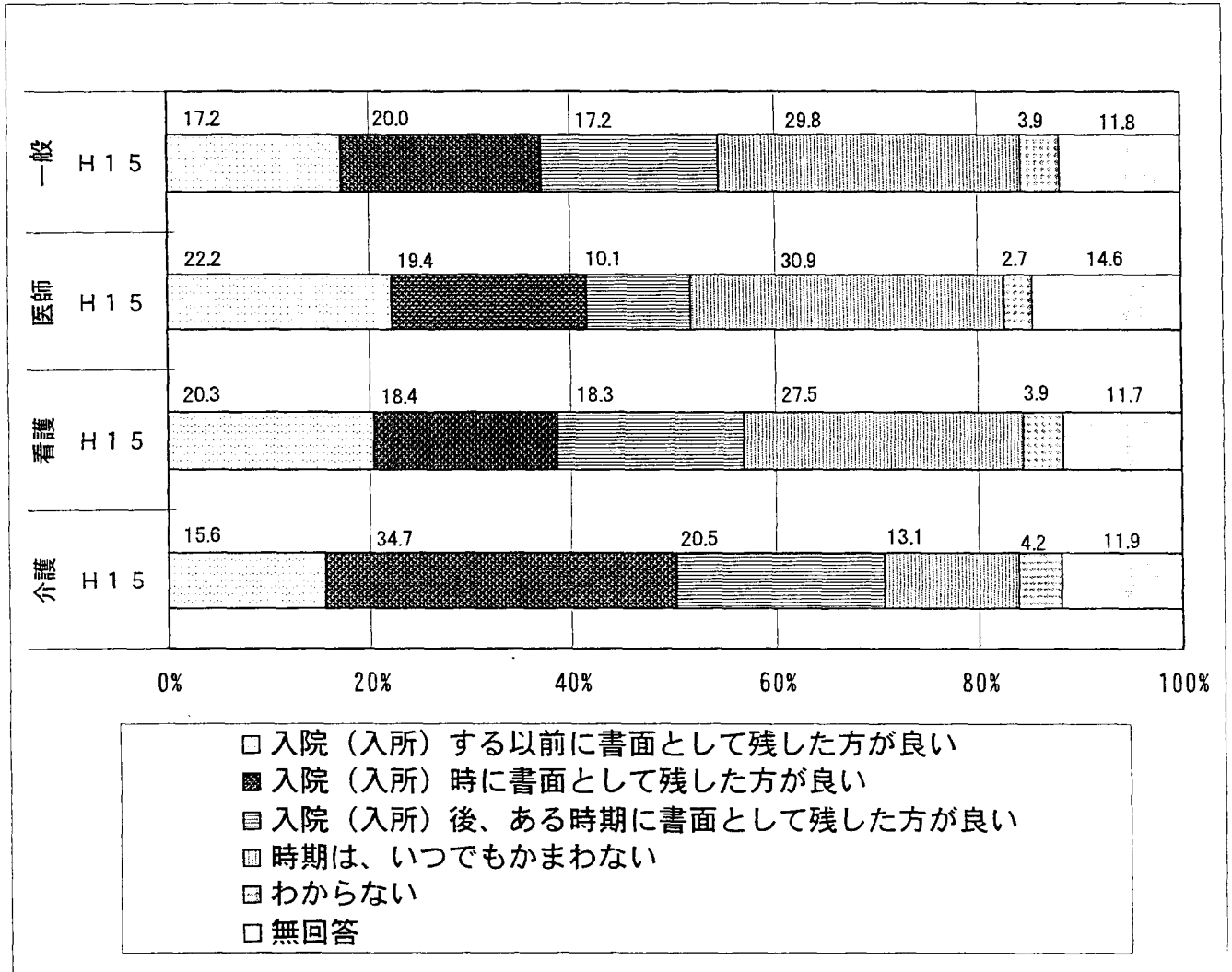
（リビング・ウィルについて「賛成する」と回答した者に対する質問）

問 死期が近い時の治療方針についての意思について入院（入所）前、入院（入所）時、あるいは、入院（入所）後に、病院や介護施設（老人ホーム）から、書面により患者の意思を尋ねるという考え方についてどのように思いますか。（○は1つ）
問の番号 一般11-1補問2 医師14-1補問2 看護14-1補問2 介護14-1補問2



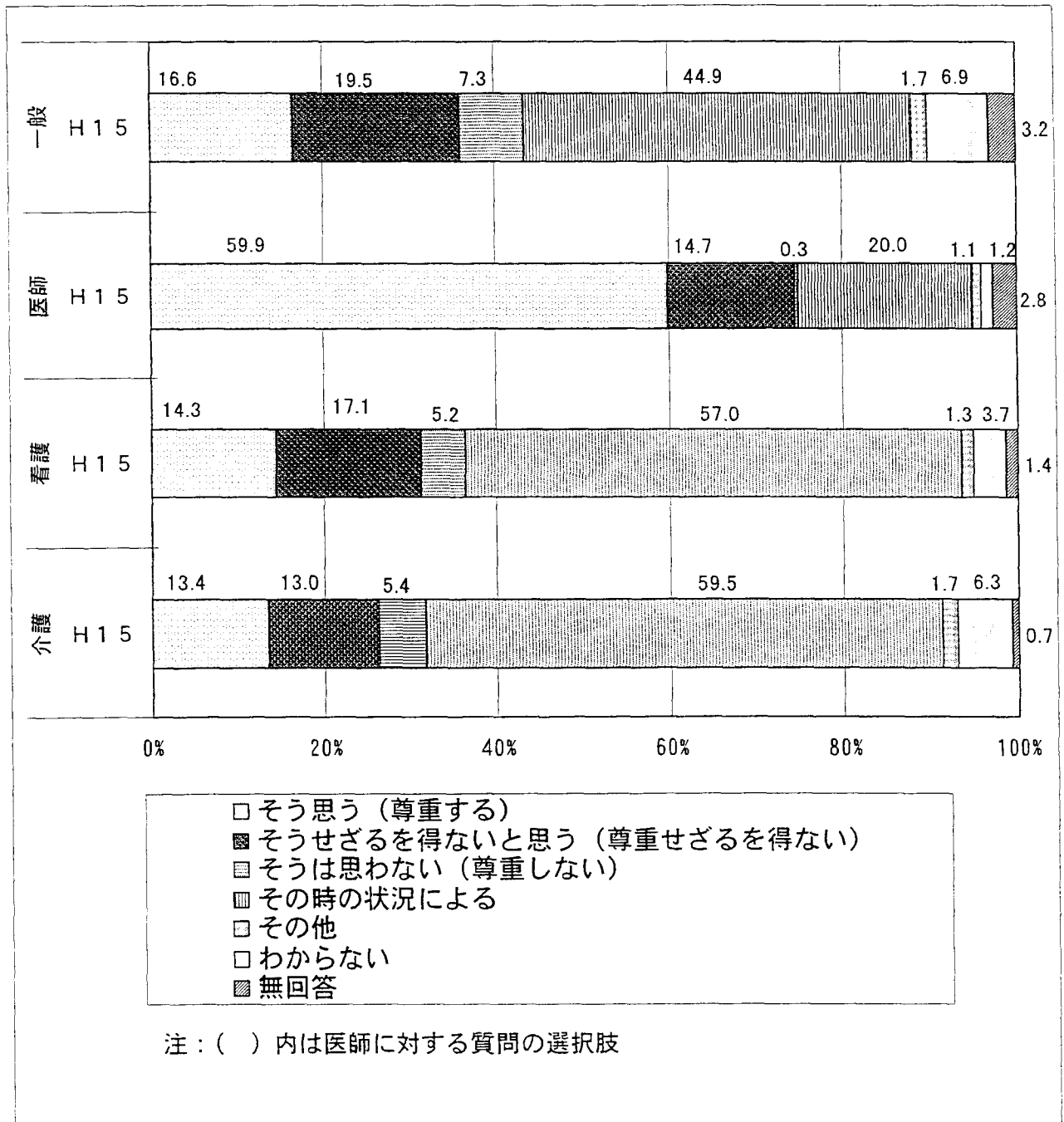
問 書面に残すとしたらいつの時期が良いと思いますか。

問の番号 一般11-1補問3 医師14-1補問3 看護14-1補問3 介護14-1補問3



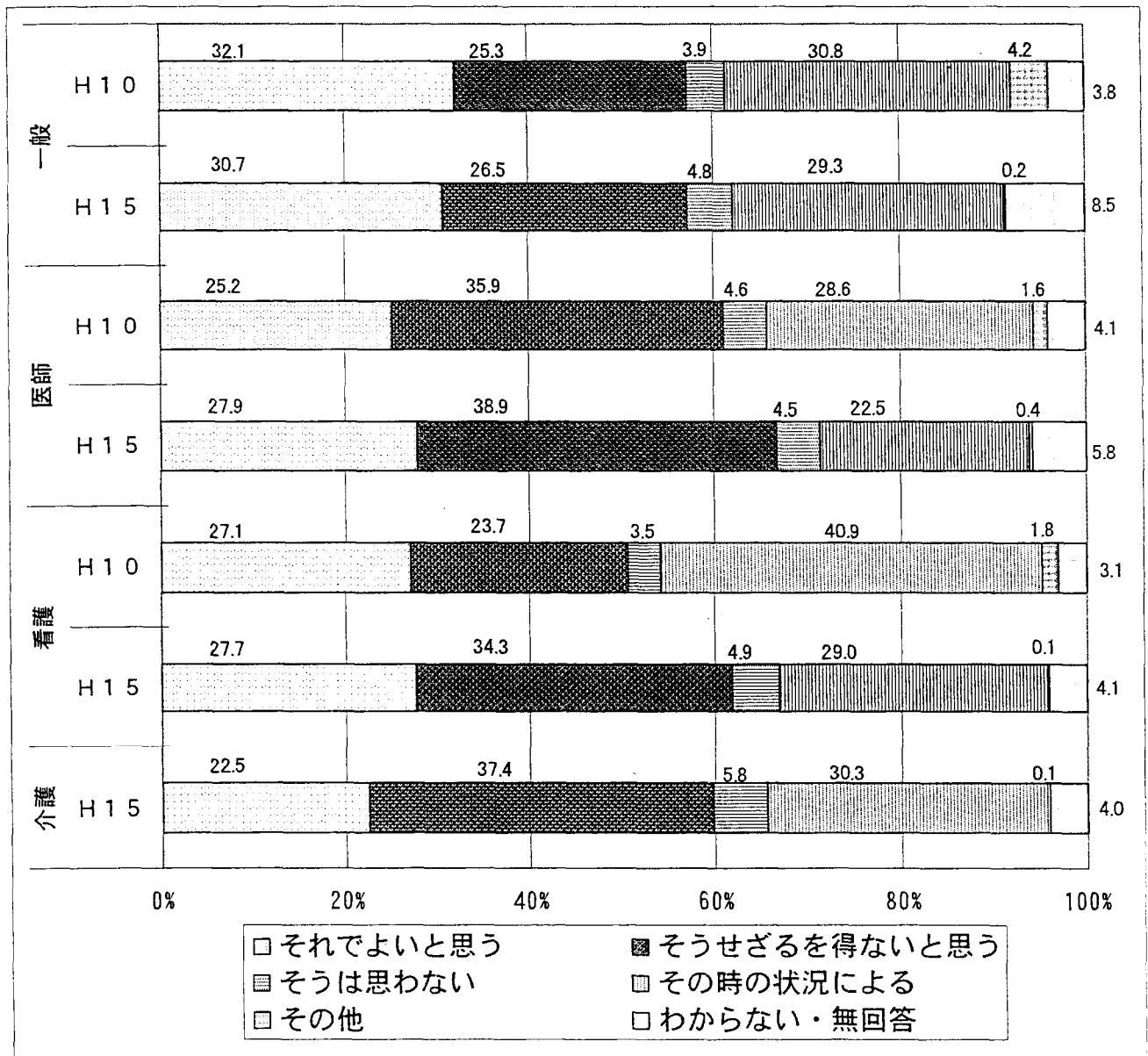
過半数の医師は、死期が近い時の治療方針に関する患者本人の意思を「尊重する」として
 いるが（医 60%）、一般国民、看護職員、介護施設職員の多くは、医師がその内容を尊重し
 てくれるかどうかについて、「そのときの状況による」と思っており（般 45%（42%）、看
 57%（54%）、介 60%）、「そう思う（尊重してくれると思う）」と知っている者は少ない（般
 17%（14%）、看 14%（13%）、介 13%）。

問 （医師）このような書面について、あなた自身はその内容を尊重しますか。
 （一般国民、看護・介護施設職員）このような書面を見れば医師はその内容を
 尊重してくれると思いますか。（○は1つ）
 問の番号 一般 11-2 医師 14-2 看護 14-2 介護 14-2



事前に患者本人の意思が確認できなかった場合、家族や後見人が、患者本人の意思の代わりとして治療方針などを決定する（代理人による意思表示）という考えについては、過半数が「それでよいと思う」「そうせざるを得ないと思う」と肯定的である（般 57%（57%）、医 67%（61%）、看 62%（51%）、介 60%）。代理として意思表示をする人としては、配偶者を適当とする者が過半数を占める（般 63%、医 73%、看 66%、介 63%）。

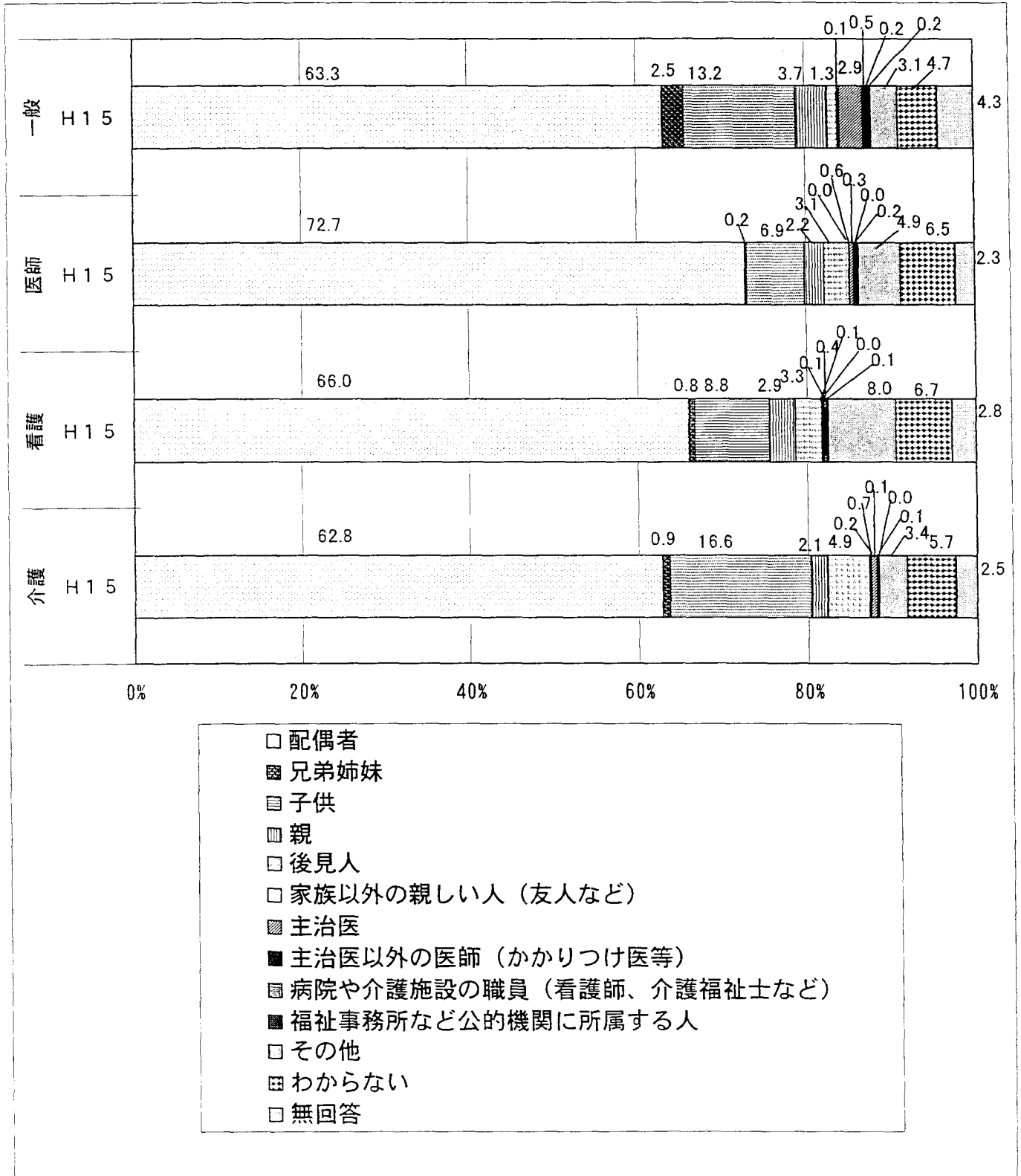
問 事前に本人の意思の確認ができなかった患者の場合、「家族や後見人が延命医療を拒否したら、それを本人の意思の代わりとして治療方針などを決定すればよい」（代理人による意思表示）という考え方についてどう思いますか。（○は1つ）
 問の番号 一般 1 1 - 3 医師 1 4 - 3 看護 1 4 - 3 介護 1 4 - 3



(代理人による意思表示について「賛成である」と回答した者に対する質問)

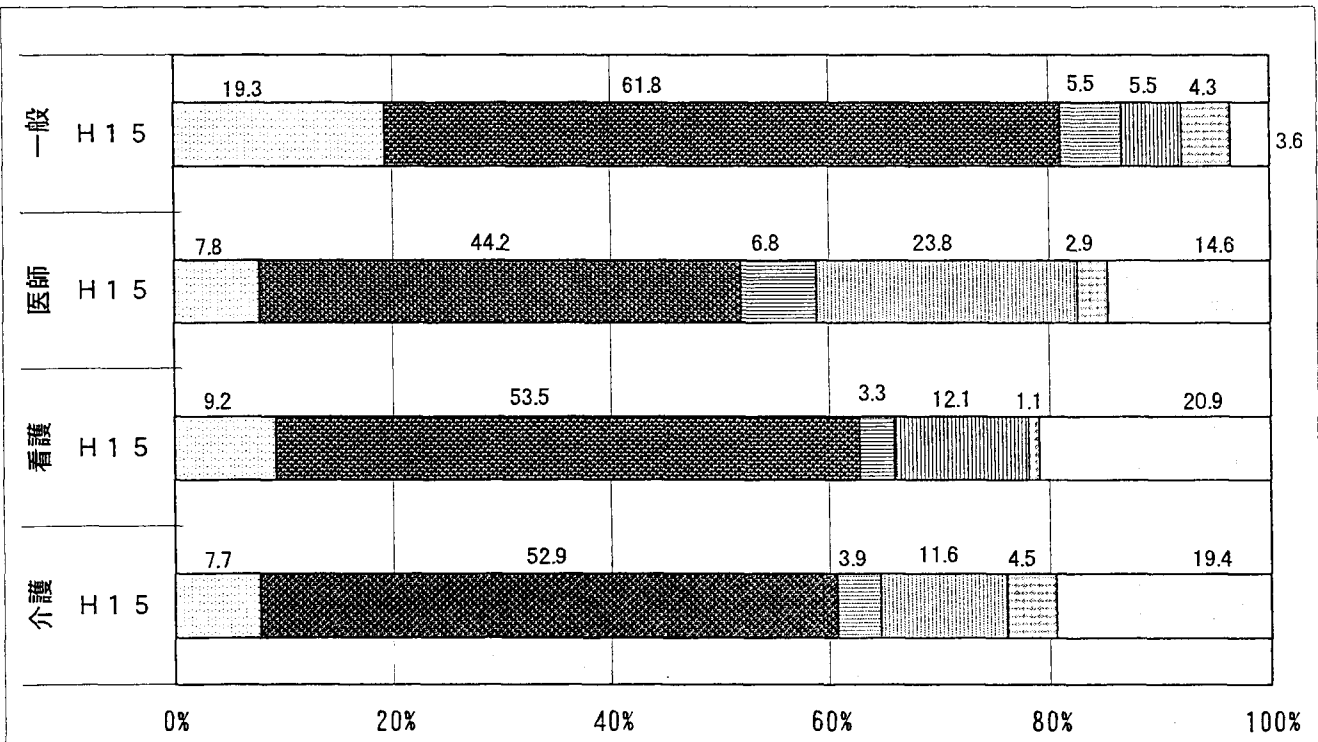
問 代理による意思表示の時、代理として意思表示する人は誰が適当だと思いますか。(○は1つ)

問の番号 一般11-3補4 医師14-3補4 看護14-3補4 介護14-3補4



リビング・ウィルについて「患者の意思の尊重という考え方には賛成するが、書面にまでする必要がない」「賛成できない」と回答した者の多くは、家族の中で意見がまとまらない場合、意思表示の書面がない時、延命医療の中止の判断については、「配偶者など最も身近な人の意見に従って欲しい」と回答している（般62%、医44%、看54%、介53%）。医師においては「全員一致しなければ、延命医療が継続されてもやむを得ない」と回答する者が比較的多い（般6%、医24%、看12%、介12%）。

問 家族の中で意見がまとまらない場合、意思表示の書面がない時、単なる延命医療が最期まで続けられる可能性があります。それについてはどう思いますか。（○は1つ）
 問の番号 一般11-4 医師14-3補問5 看護14-3補問5 介護14-3補問5



- 家族や親戚など多数の意見に従ってほしい
- 配偶者など最も身近な人の意見に従ってほしい
- 担当する医師の考えで決めてほしい
- 全員一致しなければ、延命医療が継続されてもやむを得ない
- わからない
- 無回答